

大口町告示第26号

大口町木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成15年大口町告示第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「空家となるもの及び」を削る。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。